

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月29日
【会社名】	株式会社ザッパラス
【英訳名】	ZAPPALLAS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 川嶋 真理
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03(6434)1036 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小林 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03(6434)1036 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小林 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年7月24日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年7月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
1株につき金10円 総額127,325千円
- ロ 効力発生日
平成27年7月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下の通り、一部変更する。

(下線は変更部分を示します。)

旧定款	新定款
第30条（取締役の責任免除） （省略） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第30条（取締役の責任免除） （現行どおり） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第41条（監査役の責任免除） （省略） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。	第41条（監査役の責任免除） （現行どおり） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

小楠裕彦氏、柴田幸男氏、美澤臣一氏、及び妹尾眞治氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

佐々木宣氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

後藤員久氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	72,519	1,278	279	(注) 1	(97.42%)
第2号議案	73,252	533	279	(注) 2	(98.42%)
第3号議案				(注) 3	
小楠 裕彦	71,591	2,175	279		(96.19%)
柴田 幸男	71,585	2,181	279		(96.18%)
美澤 臣一	72,506	1,260	279		(97.42%)
妹尾 眞治	71,609	2,157	279		(96.21%)
第4号議案				(注) 3	
佐々木 宣	72,173	1,615	279		(96.97%)
第5号議案				(注) 3	
後藤 員久	72,140	1,645	279		(96.93%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上